

4-3. 減・断水被害額の算定方法

業務営業用の場合、表V-3-4-3、表V-3-4-4に示すように、産業連関表の域内総生産額を「営業停止損失の大きい業種」と「営業停止損失の大きい業種以外」に分類し、給水制限レベル別の影響率を乗じて、減・断水被害額を算定する。

域内総生産額は都道府県別に算定された県内総生産を当該給水区域の従業者数割合等で配分し算定する。

表V-3-4-3 業務営業用の減・断水被害額の算定方法
(営業停止損失の大きい業種)

給水制限率 (%)	域内総生産 (円/日) ①	影響率 (%) ②	制限日数 (日) ③	域内総生産減少額 (円) ①×②÷100×③
0		0		
5		0.5		
10		1		
15		3		
20		5		
25		7		
30		10		
35		13		
40		17		
45		21		
50		26		
60		37		
70		50		
80		65		
90		81		
100		100		

(注)営業停止損失の大きい業種

- 1.小売、2.医療、3.介護、4.飲食店、5.旅館・その他の宿泊所